

○一般財団法人高知縣市町村職員互助会定款

(平成 24 年 6 月 28 日高互定款第 6 号)

改正 平成 28 年 6 月 23 日高互定款第 1 号 令和 2 年 3 月 6 日高互定款第 1 号
令和 3 年 2 月 26 日高互定款第 1 号 令和 4 年 2 月 21 日高互定款第 1 号
令和 5 年 3 月 31 日高互定款第 1 号 令和 6 年 2 月 27 日高互定款第 1 号

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般財団法人高知縣市町村職員互助会（以下「互助会」という。）という。

(事務所)

第 2 条 互助会は、事務所を高知県高知市に置く。

(目的)

第 3 条 互助会は、地方自治の振興に協力するとともに、高知県下の市町村等職員である会員（第 46 条に定める会員をいう。以下同じ。）及び退職会員（第 47 条に定める退職会員をいう。以下同じ。）の福利増進を図り、もって市町村行政の円滑かつ能率的な運営に寄与し、住民福祉の向上に資することを目的とする。

(事業)

第 4 条 互助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地方自治の振興に寄与する事業
- (2) 住民福祉に関する協力事業
- (3) 高知県下の市町村等職員である会員及び退職会員に対する別表 1 に定める共済及びその他福利厚生事業
- (4) その他前条の目的を達成するための必要な事業

第 2 章 資産及び会計

(財産の種別)

第 5 条 互助会の財産は、基本財産とその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、互助会の事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものであり、別表 2 に掲げるものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第 6 条 基本財産は、互助会の目的を達成するために、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき又は担保に供するときには、理事会及び評議員会の承認を要する。

(財産の管理及び運用)

第7条 互助会の財産の管理及び運用は、理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める資金管理運用規程によるものとする。

(事業年度)

第8条 互助会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 互助会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 互助会の事業報告及び収支決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 公益目的支出計画実施報告書（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けるまでの期間）

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時評議員会にその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 前2項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を事務所に備え置くとともに、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の処分制限)

第11条 互助会は、剰余金の分配をすることができない。

第3章 評議員

(評議員)

第12条 互助会に、評議員3名以上12名以内を置く。

2 評議員は、会員若しくは退職会員の資格を有する者でなければならない。

3 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員長は、評議員会において選定する。

3 評議員は、互助会の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第 14 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 12 条に定める定数に足りなくなるときは、辞任による退任又は任期満了の場合においても、新たに選任される者が就任するまで、評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第 15 条 評議員はその職務を行うために要する報酬として、年額 5 万円を超えない範囲で、別に定める「評議員及び役員等の報酬及び旅費規程」により支払を受けることができる。

第 4 章 評議員会

(構成)

第 16 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第 17 条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任及び解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

(6) 定款の変更

(7) 残余財産の処分

(8) 理事会から付議された事項

(9) その他、法令又は定款に定められた運営に関する重要事項

(開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、毎年 1 回、毎事業年度終了後 3 箇月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合はいつでも開催することができる。

(招集)

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項の規定にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第 20 条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

2 評議員長が出席しないときは、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

第 21 条 評議員会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は評議員の 3 分の 2 以上の多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

(決議等の省略)

第 22 条 理事が評議員会の目的である事項について、提案した場合において、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案事項を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 23 条 理事が評議員全員に対し、評議員会で報告すべき事項を通知した場合において、その事項の評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面及び電磁記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告はあったものとみなす。

(議事録)

第 24 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印しなければならない。

(評議員会の運営)

第 25 条 評議員会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において定める「評議員会運営規則」によるものとする。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 26 条 互助会に次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 7 名以内

(2) 監事 2 名

2 理事のうち、1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を業務執行理事とする。

3 前項の理事長及び副理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、業務執行理事を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務を執行する理事とする。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員の選任等)

第 27 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び業務執行理事は、理事会において選定する。

(理事の職務及び権限)

第 28 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、互助会を代表し、その業務を執行する。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行し、理事長が欠けたときは、その職務を行う。

4 業務執行理事は、理事会の議決を経て委任された業務を分担執行する。

5 理事長、副理事長及び業務執行理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 29 条 監事は、次に掲げる職務を行い、かつ法令で定めるところにより監査報告書を作成しなければならない。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務の執行を監査すること。

(3) 理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めたときは、意見を述べること。
ただし、表決に加わることはできない。

(4) 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、理事会に報告すること。

(5) 前項の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、評議員会に報告すること。

(役員の任期)

第 30 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第26条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任の場合においても、後任者が選任され就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第31条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議により解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第32条 役員は、その職務を行うために要する報酬として、評議員会で承認された総額の範囲内において、別に定める「評議員及び役員等の報酬及び旅費規程」により支払を受けることができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 互助会に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、法令又はこの定款で定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) 互助会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が招集する。

3 理事全員の改選直後の理事会は、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事全員の改選直後の理事会における議長は、出席した理事の中から互選された者がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

2 前項の場合において、議長は理事会の決議に理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第 38 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事がその提案につき異議を述べたときを除く。）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（報告の省略）

第 39 条 理事及び監事が理事及び監事全員に対して報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 28 条第 5 項の規定による報告については、適用しない。

（議事録）

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

（理事会の運営規則）

第 41 条 理事会の運営に関する必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める「理事会運営規則」によるものとする。

第 7 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 42 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条、第 4 条及び第 13 条第 1 項についても適用する。

（解散）

第 43 条 互助会は、基本財産の喪失による互助会の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

（残余財産等の帰属）

第 44 条 互助会が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事務局

（設置等）

第 45 条 互助会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、理事長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第 9 章 会員

（会員）

第 46 条 互助会に会員を置く。

2 前項に規定する会員は、別表 3 に定める加入構成団体に属する職員とし、かつ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 高知縣市町村職員共済組合の組合員

(2) 公立学校共済組合高知支部の組合員のうち、市町村職員と同等の給与体系の下にある者

(3) 高知県国民健康保険団体連合会の職員

(4) 前各号に準じたものとして理事会において認めた団体の職員

3 前項に定めるもののほか、会員に関する必要な事項及び会員の事業に要する費用の分担については、理事会及び評議員会の決議により運営規則に定める。

(退職会員)

第 47 条 前条に定める会員及び高知市の職員（高知縣市町村職員共済組合の組合員または公立学校共済組合高知支部の組合員のうち市町村職員と同等の給与体系の下にある者に限る。）（以下「現職会員」という。）は、現職会員の資格を喪失した後においても第 4 条第 3 号の事業（退職会員にかかる事業に限る。）の適用を受けることを希望することができる。

2 前項に定める事業の適用を希望する現職会員が現職会員の資格を喪失したときは、退職会員として同項に定める事業の適用を受けることができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、退職会員に関する必要な事項及び退職会員の事業に要する費用の分担については、理事会及び評議員会の決議により別に定める。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 48 条 互助会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 11 章 補則

(委任)

第 49 条 この定款に定めるもののほか、互助会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において

読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 法人の最初の理事長は板原啓文、副理事長は橋詰壽人、業務執行理事は中山昭彦とする。

附 則(平成 28 年 6 月 23 日高互定款第 1 号)

この変更は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 3 月 6 日高互定款第 1 号)

この変更は、公布の日から施行し、別表第 3 に係る変更は令和 2 年 4 月 1 日より適用する。

附 則(令和 3 年 2 月 26 日高互定款第 1 号)

この変更は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 2 月 21 日高互定款第 1 号)

この変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 31 日高互定款第 1 号)

この変更は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 27 日高互定款第 1 号)

この変更は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

別表第 1

区 分	事 業 科 目	対 象 者	
給 付 事 業	医療費 (退職者含む)	現職 者	会員・被扶養者
		退職 者	会員・配偶者
	結婚祝金	会員	
	出産祝金	会員・配偶者	
	入学祝金	会員の子	
	銀婚祝金	会員	
	弔慰金	現職	会員、配偶者・一親等親族・二親等以内の

	(退職者含む)	者	被扶養者
		退職者	会員・配偶者
	傷病給付金	会員	
	休業給付金	会員	
	在会表彰金	会員	
	災害見舞金	会員	
	差額ベッド費用	会員・被扶養者	
	傷病見舞金	会員・被扶養者	
助成事業	短期人間ドック等助成 (退職者含む)	現職者	会員・被扶養者
		退職者	会員・配偶者
	保養施設利用助成 (退職者含む)	現職者	会員・被扶養者
		退職者	会員・配偶者
	長期在職者顕彰	会員	
厚生事業	・ 体育・文化教養活動費助成 ・ セミナー開催及び会員研修費助成 ・ 子育て支援事業	会員	
貸付事業	・ 生活資金貸付 ・ 住宅改修資金貸付	会員	

別表第2 基本財産（第5条関係）

財産種別	金 額
定期預金	1, 0 0 0 万円

別表第3

市 (10)	安芸市・室戸市・南国市・須崎市・土佐市・四万十市・宿毛市・土佐清水市・香南市・香美市
--------	--

町 (17)	東洋町・奈半利町・田野町・安田町・本山町・大豊町・土佐町・いの町・佐川町・越知町・中土佐町・梶原町・津野町・四万十町・仁淀川町・大月町・黒潮町
村 (6)	北川村・馬路村・芸西村・大川村・日高村・三原村
一部事務組合 (29)	高知県市町村総合事務組合・安芸広域市町村圏事務組合・安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合・香南斎場組合・香南香美衛生組合・香南香美老人ホーム組合・嶺北広域行政事務組合・日高村佐川町学校組合・仁淀川下流衛生事務組合・高吾北広域町村事務組合・津野山養護老人ホーム組合・高幡消防組合・高陵特別養護老人ホーム組合・香南清掃組合・高幡東部清掃組合・土佐市立土佐市民病院・佐川町立高北国民健康保険病院・仁淀消防組合・幡多中央環境施設組合・幡多中央消防組合・幡多西部消防組合・幡多広域市町村圏事務組合・津野山広域事務組合・中芸広域連合・高知中央西部焼却処理事務組合・高幡広域市町村圏事務組合・南国・香南・香美租税債権管理機構・高知県後期高齢者医療広域連合・こうち人づくり広域連合
その他 (3)	高知県市町村職員共済組合・高知県国民健康保険団体連合会・一般財団法人高知県市町村職員互助会